

発議案第22号

保育士配置基準の引上げの早期完全実施と更なる改善を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年12月11日

八千代市議会議長　末　永　　隆　　様

提出者	八千代市議会議員	堀　口　明　子
賛成者	八千代市議会議員	伊　原　　忠
	同	飯　川　英　樹
	同	三　田　　登

提案理由

国に対し、保育士配置基準の引上げの早期完全実施と更なる改善を強く求め
る。

これが、本案を提出する理由である。

保育士配置基準の引上げの早期完全実施と更なる改善を求める意
見書

保育所は、子育てを支える施設であり、幼い子供の発達を保障し、命を守るために不可欠な社会的資源になっている。

しかしながら、保育所の機能拡充が進む一方で、職員配置や施設基準の改善は進まず、職員の負担増が深刻になっている。保育所での事故が増加している状況などを踏まえれば、現在の配置基準は不十分であり、子供の命と安全を守るためにも保育士の増員は急務である。

国は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を改正し、2024年4月から、4・5歳児25人に対して保育士1人、3歳児15人に対して保育士1人としたが、期限の定めのない経過措置が設けられている。また、1歳児の基準の引上げ（5対1）については、法令改正はされず、2025年度予算に加算措置が盛り込まれたが、要件が厳しく、対象となる施設が限定されている。

全ての施設において基準以上の条件での保育を実現するために、1歳児の加算要件をなくした上で法令改正により基準を引き上げること、3歳児、4・5歳児は経過措置を撤廃すること、保育士等職員の負担を軽減し、子供一人一人に対して丁寧な関わりを保障するために全ての年齢で基準を更に改善することが保育現場と保護者の切なる願いである。

よって、本市議会は国に対し、保育士配置基準の引上げの早期完全実施と更なる改善を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月22日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）様